

収去検査結果の概要(令和2年10月～令和2年12月)

食品等の分類	収去 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	57	57	-
無加熱摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1	1	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	47	46	1 ^{※1}
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	532	530	2 ^{※2}
乳製品	8	8	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	46	46	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	156	155	1 ^{※3}
菓子類	46	46	-
清涼飲料水	17	17	-
酒精飲料	8	8	-
氷雪	-	-	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	1	1	-
その他の食品	10	10	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	929	925	4

※1 食品添加物使用基準違反

※2 動物用医薬品が基準値を超過

※3 農薬が基準値を超過

(違反の詳細は、福岡市HP「食品衛生法違反、不良食品等に関する情報」に記載しています。)

収去検査により発見した違反食品については、食品等による危害発生防止のため、必要な措置及び指導を行っています。

主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。